

市街化区域内の農地を農地以外の目的に使用する場合（農地転用）の手続きについて

皆さんが所有する農地を農地以外の目的に使用（転用）する場合、農地法（農地法第4条又は5条）に基づき、市農業委員会へ「農地転用の届出」を行っていただく必要があります。

農地法第4条	農地所有者が農地を農地以外に転用する場合
農地法第5条	農地を農地以外に転用するために、権利の移転又は権利の設定をする場合

注) 市街化調整区域内の農地を転用する場合は、県知事に対する許可申請が必要となります。

問い合わせ先／

農業委員会事務局

内線：2121 ダイヤルイン：048-463-1906